

大規模行為届出

以下に該当する大規模な行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

対象物	行為の種別	対象規模	添付図面									
			位 置 図	配 置 図	緑 化 計 画 図 ※ ₁	平 面 図	立 (断) 面 図 ※ ₂	現 況 図	計 画 図	縦 横 断 図	部 分 詳 細 図	現 況 写 真 ※ ₃
建築物	新築、新設、増築、 改築、移転又は 外観の変更（修繕 若しくは模様替え 又は色彩の変更）	高さ※ ₄ 12m又は建築面積1,000㎡ を超えるもの	○	○	○	○	○					○
工作物	外観の変更（修繕 若しくは模様替え 又は色彩の変更）	高さ12m又はその敷地の用に供する 土地の面積1,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○					○
さく及び堀		高さ2mかつ長さ30mを超えるもの	○	○	○		○					○
土地	開発行為	行為に係る土地の面積が1,000㎡ （開発行為では宅地分譲の用に供するも のにあつては3,000㎡）を超えるもの又は 高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若し くは擁壁を生ずるもの	○									○
土石 及び鉱物	採取及掘採 （地形の外観の 変更を伴うもの）							○	○	○	○	○

※1 樹木の位置、種類、面積を記入すること。

※2 壁面、屋根の材料及び色彩を記入すること。

屋外設備の位置・形状を記入すること。

※3 届出地を含み、周辺の街並みが分かること。

撮影方向を配置図などに記入すること。

※4 建築基準法施行令第2条第1項第6号ロによる建築物の高さとする